

## 【東みよし町立三好中学校】 部活動ガイドライン

### 1. 目的

部活動は、教科指導とは異なる多様な学習機会を通じて、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育むとともに、心身の健全な発達を促すことを目的とします。このガイドラインは、生徒が学業と両立させながら、安全かつ充実した活動を行うための共通の指針です。

### 2. 活動の原則

・学業との両立：生徒の本分は学業であり、部活動は学業に支障のない範囲で行うこととします。試験期間中の活動は原則として停止します。

・安全と健康の確保：部活動中の事故や怪我を未然に防ぐため、顧問の指示に従い、安全管理を徹底します。また、熱中症や感染症対策にも十分配慮します。

・自主性と自律性：生徒一人ひとりが主体的に活動計画を立て、お互いを尊重し協力し合うことで、自律的な成長を目指します。

### 3. 活動時間と休養日

生徒の健康を確保するため、以下の基準を設けます。

#### 活動時間

・平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(練習試合や大会等は除く)

・休日の活動は、午前、午後にわたらないようにする。(練習試合や大会等は除く)

#### 部活終了時間

4月 6：15      5月 6：15      6月 6：15      7月 6：15

8月 特別時間      9月 6：15      10月 6：15      11月 5：45 ※県新人大会終了

12月 5：45      1月 6：00      2月 6：00      3月 6：00

#### 休養日

・週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る)

・平日に1日の休養日(ノー部活デー)を設定する。(基本的に毎週水曜日)

・毎月の第2日曜日は完全ノー部活とする。ただし、大会等で実施できない場合は他の日曜日で確保する。・長期休業中は、ある程度長期のまとまった休養日を設ける。

・中間テストや期末テスト前については、3日前から休養日を設ける。

### 4. 練習試合・遠征について

・ノー部活デーを除き、生徒の健康状態を考えた上で行うこと。回数の制限は定めない。

・県外への練習試合・遠征等は、月1回程度とする。また、場所は近隣市町村が望ましい。

(学校長の許可が必要)

### 5. 朝練習について

・原則として行わない。ただし、放課後の練習が確保できない場合等の特別な場合は、学校長の判断で実施することができる。

## 6. 活動場所とルール

- ・活動場所：【学校の体育館、グラウンド、武道場、音楽室など】
- ・場所の利用：他団体と場所を共有する場合は、お互いに譲り合い、協力して利用してください。使用後は必ず清掃・整理整頓を行い、次に利用する人が気持ちよく使えるように努めてください。
- ・校外活動：遠征や合宿、対外試合など、校外での活動は事前に学校長の許可を得る必要があります。

## 7. 顧問の役割

顧問は、部活動の指導・助言、安全管理、活動計画の策定、保護者との連携などを担います。顧問の指示に従い、円滑な活動が行えるように協力してください。

## 8. 生徒の遵守事項

- ・挨拶と礼儀：顧問、先輩、保護者、他校の生徒、関係者に対して、常に明るく丁寧な挨拶を心がけてください。
- ・規律の厳守：三好中学校の生徒としての自覚を持ち、部活動の規則や学校のルールを守って行動してください。
- ・SNSの利用：部活動に関する情報発信や、不適切な投稿は慎んでください。個人のプライバシー保護に配慮し、節度ある利用を心がけてください。
- ・欠席・遅刻：部活動を欠席・遅刻する場合は、必ず事前に顧問に連絡してください。

## 9. 保護者との連携

- ・緊急連絡網：緊急時に備え、保護者との連絡体制を確立します。
- ・情報共有：活動内容や休養日、合宿等の情報は、定期的に保護者と共有します。

## 10. 安全管理と危機管理

- ・応急処置：活動中に怪我や体調不良が生じた場合は、直ちに顧問に報告してください。顧問の指示に従い、応急処置を行います。
- ・事故報告：万一、重大な事故が発生した場合は、速やかに学校に報告し、学校の指示に従ってください。